

掲 示

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2 第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 7年 7月29日

鹿児島県知事 塩田 康一



1 保安林予定森林の所在場所

南九州市知覧町厚地字河口4075番，字落シ4205番，4207番，
字厚木穴4224番から4226番まで，4242番，字久志木ヶ比良4271
番4，字赤木4294番，4306番

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は，定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の
所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐
期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林
務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

保安林指定箇所概要

所在場所			全面積 (ha)		要指定面積 (実測または 見込) (ha)
大字	字	地番	不動産 登記簿	実測または 見込	
(冠せず) 知覧町厚地	河口	4075	0.1391	0.1391	0.1391
(冠せず) 知覧町厚地	落シ	4205	0.1508	0.1508	0.1508
(冠せず) 知覧町厚地	落シ	4207	0.2448	0.2448	0.2448
(冠せず) 知覧町厚地	厚木穴	4224	0.1972	0.1972	0.1972
(冠せず) 知覧町厚地	厚木穴	4225	0.1625	0.1625	0.1625
(冠せず) 知覧町厚地	厚木穴	4226	0.1879	0.1879	0.1879
(冠せず) 知覧町厚地	厚木穴	4242	0.2545	0.2545	0.2545
(冠せず) 知覧町厚地	久志木ヶ比良	4271-4	0.8374	0.8374	0.8374
(冠せず) 知覧町厚地	赤木	4294	0.2386	0.2386	0.2386
(冠せず) 知覧町厚地	赤木	4306	0.1718	0.1718	0.1718
合計		10 筆	2.5846	2.5846	2.5846

保安林予定森林告示附属明細書

- 1 保安林予定森林の所在場所
「告示と同じ」

- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養

- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。

(2) 立木の伐採の限度

ア 伐採年度ごとに皆伐することができる面積の限度は串木野～花渡川地区の水源の涵養のために指定された保安林（当該保安林が2以上あるときはその集団。以下アにおいて同じ。）のうちその立木の伐採につき択伐が指定されている森林（保安林の機能の維持又は強化を図るために皆伐により伐採をすることができるものを除く。）及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林についての植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が2以上あるときはそれらの標準伐期齢の面積加重平均林齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という。）に前伐採年度における伐採につき森林法第34条第1項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合にはその達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。

イ 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、10ヘクタールとする。

ウ 次の森林について、伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の3を超えるときは、10分の3とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあっては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる割合を乗じた材積とする。

字厚木穴4225番、4242番（次の図に示す部分に限る。）、字赤木4306番所在の森林 100分の30

エ (3)に定める森林について、伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合又は次の算式により算出された割合のいずれか小さい割合をいい、その割合が10

分の4を超えるときは、10分の4とする。)を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあっては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる割合((3)に定める森林につきその割合が次の算式により算出された割合を超える場合には、次の算式により算出された割合)を乗じた材積とする。

字河口4075番, 字落シ4205番, 4207番, 字厚木穴4224番, 4226番, 4242番(次の図に示す部分に限る。), 字久志木ヶ比良4271番4, 字赤木4294番 所在の森林 100分の40

$$(V_0 - V_s \times 7 \div 10) \div V_0$$

V_0 は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

V_s は、当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

オ 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

(3) 植栽

ア 次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗を、おおむね1ヘクタール当たり次に定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、知事の許可(以下「当該許可」という。)がなされた場合、当該許可がなされた区域内において、当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

字河口4075番, 字落シ4205番, 4207番, 字厚木穴4224番, 4226番, 4242番(次の図に示す部分に限る。), 字久志木ヶ比良4271番4, 字赤木4294番 所在の森林

スギ(2100本), ヒノキ(2400本), クヌギ(3000本)又は当該森林地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の樹種(3000本)

イ 択伐により伐採をすることができる次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり次に定める植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られる率を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、当該許可がなされた場合、当該許可がなされた区域内において、当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り、

植栽することを要しないものとする。

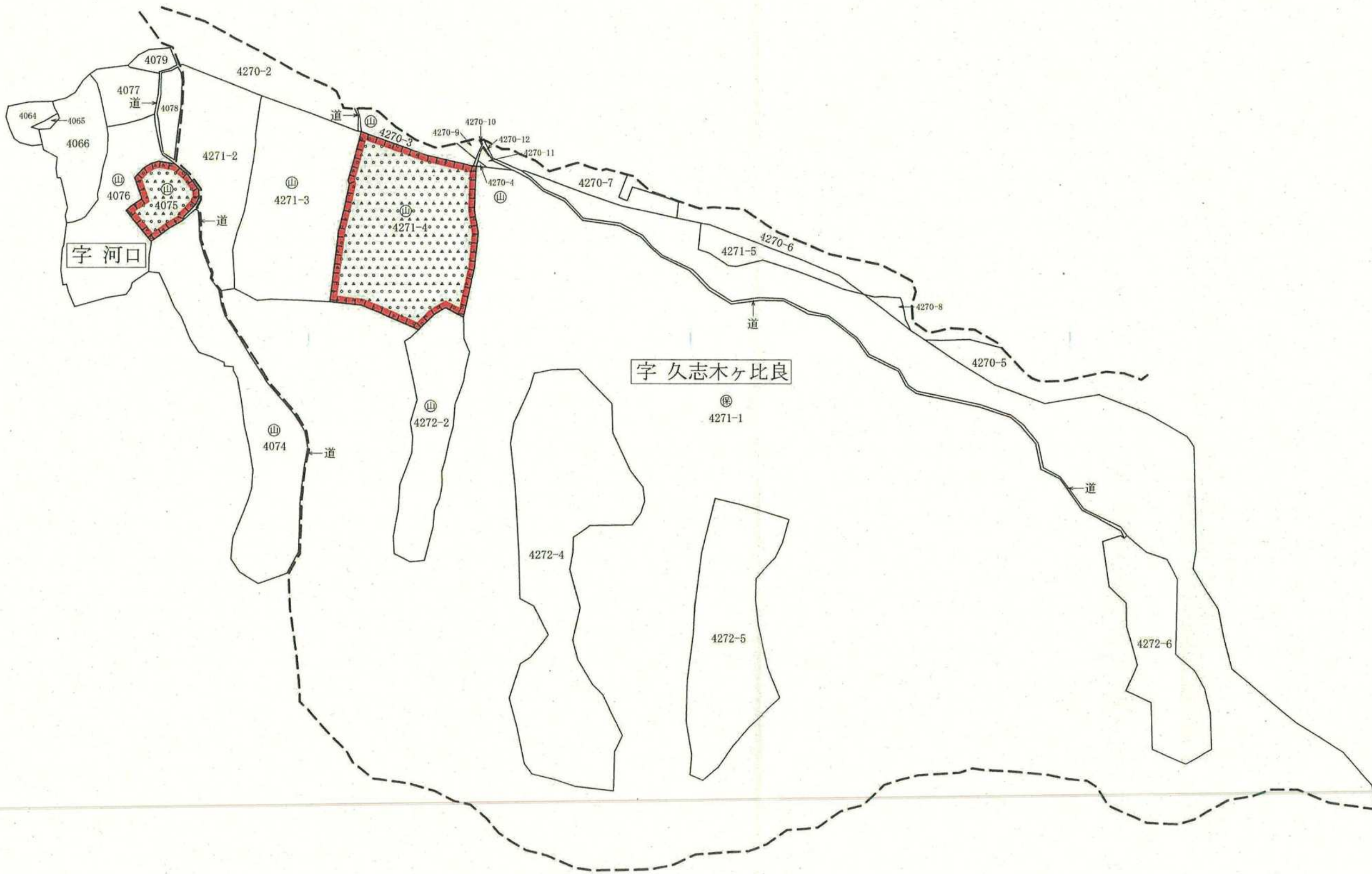
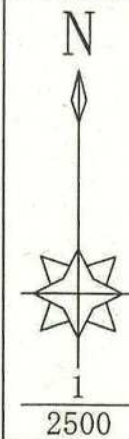
字河口4075番，字落シ4205番，4207番，字厚木穴4224番，4226番，4242番（次の図に示す部分に限る。），字久志木ヶ比良4271番4，字赤木4294番 所在の森林

スギ（2100本），ヒノキ（2400本），クヌギ（3000本）又は当該森林地域で一般的に造林が行われ，かつ，当該森林において的確な更新が可能である高木性の樹種（3000本）

（次の図は指定調査地図のとおり。）

保安林指定調査地図

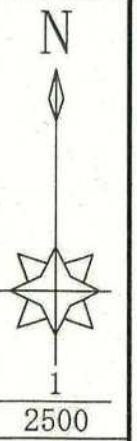
森 林 の 鹿兒島県 南九州市 知覧町厚地
所在場所 字 河口 4075番地 ほかに4字9筆



凡 例	
	要指定区域
	1箇所当たりの皆伐面積の限度を定める区域
	植栽方法, 期間及び樹種を定める区域
	字 界 線

保安林指定調査地図

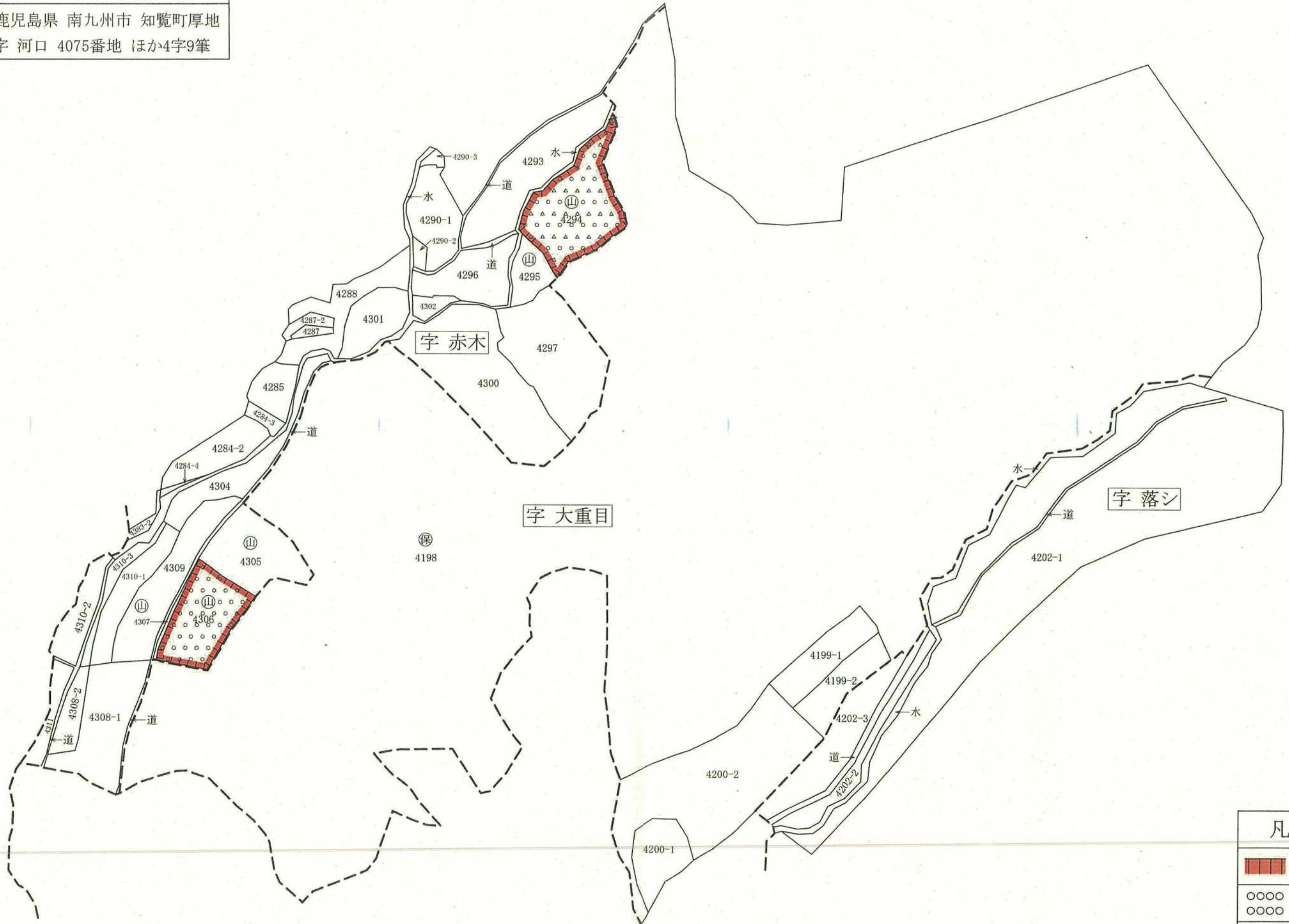
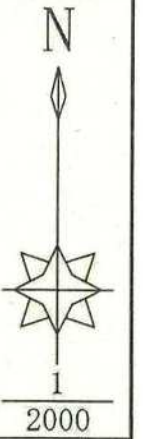
森 林 の 鹿児島県 南九州市 知覧町厚地
所在場所 字 河口 4075番地 ほかに4字9筆



凡 例	
	要指定区域
	1箇所当たりの皆伐面積の限度を定める区域
	植栽方法, 期間及び樹種を定める区域
	字 界 線

保安林指定調査地図

森 林 の 鹿児島県 南九州市 知覧町厚地
所在場所 字 河口 4075番地 ほか4字9筆



凡 例	
	要指定区域
	1箇所当たりの皆伐面積の限度を定める区域
	植栽方法, 期間及び樹種を定める区域
	字 界 線